

陳 情 文 書 表

令和3年6月定例会

令和3年分陳情第1号

厚生委員会

受理年月日	令和3年4月16日
件名	傷病等により長期欠席する児童に対する保育所の退所措置に関する陳情
陳 情 人	
富山市大島2-481-51 河合 孝枝	
陳 情 要 旨	
<p>1 趣旨</p> <p>いかなる理由（事故・入院・手術等）においても、連続1か月保育所を欠席する場合、退所措置が講じられることから、退所措置までの期間を欠席理由により柔軟に配慮していただけるよう陳情いたします。</p> <p>2 理由</p> <p>富山市のホームページには、「長期欠席をされる場合は保育所退所の手続きをとらせていただく場合がある」とだけ明記されています。日数などの諸条件は記載されておらず、あくまでも「退所の可能性がある」ことのみ示唆されています。</p> <p>実際には、自己都合によらない、不可抗力的事由（予期せぬ事故・入院・手術等）であっても、連続1か月保育所を欠席すると退所措置が講じられます。たとえ入院及び療養にかかる日数のめどが立っていたとしても、前例踏襲にとらわれ、柔軟に対応していただける余地などない状況です。退所後、再度保育所に確実に入所できる確約もないため、待機児童となる可能性があります。その場合、親の就労継続に影響を及ぼす可能性が極めて高くなります。欠席日数が連続1か月経過しないうちに子を1度でも登園させれば退所は回避できると市役所のこども家庭部こども保育課窓口で言われましたが、退所回避のためとはいえ、体力や感染への抵抗力が落ちている状態にある子を1度でも登園させなければ退所となってしまう制度に疑問を感じます。</p> <p>以上の理由から、下記の事項について強く富山市に要請することを陳情いたします。</p> <p>(1) 傷病等により長期欠席せざるを得ない場合など、医師の診断書を提出することで適切な期間、保育所の休園ができるよう認めてください。</p>	